

令和2年那審第17号

裁 決  
旅客船A乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 六級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの六級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年2月4日16時35分

沖縄県黒島北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 旅客船A

総 ト ン 数 120トン

全 長 27.60メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 2,440キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) Aの設備等

Aは、平成8年1月に進水した沖縄県石垣港と同県仲間港との間に定期就航する最大とう載人員旅客162人船員3人の2機2軸2舵を有する軽合金製双胴型旅客船で、船体は2層構造からなり、船体中央部上層に操舵室を、下層に客室をそれぞれ配していた。操舵室には、中央に操舵装置を置き、その前面左舷側にレーダー及び基準航路を表示することができるGPSプロッターを、右舷側に機関監視盤をそれぞれ備えていた。

#### (2) 黒島北方沖合

黒島北方沖合は、北側に沖縄県竹富島及び同県小浜島と南側に黒島とに挟まれており、干出岩や干出さんご礁等の浅所域が散在し、大原航路第13号立標（以下「13号立標」という。）、黒島北東方立標、黒島北方立標、黒島水路第1号立標など多数の航路標識及び13号立標の西方600メートルのところに設置者不明のブイ（以下「西方ブイ」という。）が設置され、13号立標北西方約500メートルには干出岩（以下「北西方干出岩」という。）があった。

#### (3) 石垣港から仲間港までの基準航路

石垣港から仲間港までの基準航路は、X社の運航基準で、常用基準航路として、石垣港出航後、竹富島南方沖合を航行し、竹富島南水路第1号立標を經由後、浅所域で適宜針路を変更し、黒島北東方立標南方沖合で針路を255度（真方位、以下同じ。）とし、13号立標至近を通過して黒島水路第1号立標北方を航過した後、仲間港南西方沖合に至って同港に入航するよう指定されていた。

#### (4) a 受審人の経歴

(省略)

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか2人が乗り組み、旅客14人を乗せ、船首1.0メートル船尾1.9メートルの喫水をもって、令和2年2月4日16時10分石垣港を発し、仲間港に向かった。

a受審人は、竹富島南水路第1号立標を經由後、浅所域で適宜針路を変更し、16時28分半僅か過ぎ13号立標から066度2.6海里の地点で、針路を240度に定め、26.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、16時32分僅か過ぎ13号立標から075度1.1海里の地点に達したとき、針路を255度で航行する基準航路が指定されていたが、13号立標北方沖合の航路は2回航行したので、無事に航行できると思い、針路の選定を適切に行わず、同立標の北方沖合で北西方干出岩を避航するため左転する予定で針路を260度に転じた。

a受審人は、基準航路を航行することなく続航中、逆光により目標にしていた西方ブイを見失い、16時34分半13号立標から353度230メートルの地点に達したとき、北西方干出岩まで400メートルとなり、同干出岩に向首して接近する状況であったものの、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、左転予定地点を航過して北西方干出岩に向かって続航し、16時35分僅か前西方ブイを左舷船首に認め、左舵を取り機関を減速したものの効なく、16時35分13号立標から291度460メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同干出岩に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の南南西風が吹き、潮候は下げ潮の初

期にあたり，視界は良好であった。

乗揚の結果，右舷推進器軸及び同推進器翼並びに同舵板に曲損を生じたが，自力で仲間港に入港後石垣港に帰港し，のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は，黒島北方沖合において，石垣港から仲間港に向かって航行する際，針路の選定が不適切で，基準航路に沿って航行することなく，北西方干出岩に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は，黒島北方沖合において，石垣港から仲間港に向かって航行する場合，基準航路が設定されていたのだから，同航路に沿って航行するよう，針路の選定を適切に行うべき注意義務があった。しかるに，同人は，13号立標北方沖合を航過後転針する航路は2回航行して慣れていたので，無事に航行できると思い，針路の選定を適切に行わなかった職務上の過失により，北西方干出岩に向首して接近していることに気付かず，同干出岩に向首進行して乗揚を招き，船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては，海難審判法第3条の規定により，同法第4条第1項第2号を適用して同人の六級海技士（航海）の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年5月25日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大 北 直 明